

ご遺族の方へ

この度は心よりおくやみ申し上げます。

このしおりでは、高知市民の方がお亡くなりになった後に必要となる諸手続きについてご案内 します。このしおりが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

高知市役所 おくやみ窓口担当 088-821-9002

事前準備について

高知市役所で各種手続きをする今後の流れになります。 まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。



持ち物の確認



次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。



STEP 2

委任状について



相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

STEP 3

おくやみ窓口の予約 (☎ 088-822-8111)



おくやみコーナーをご利用される場合は、3ページの予約方法でご予約ください。また、Step1と2でご不明な点などございましたら、ご予約時にお問い合わせください。

STEP 4

各種手続きチェックリスト



該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

STEP 5

ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、高知市役所へお越しください。

来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、以下のものは必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- □ 来庁される方の本人確認書類
 - ○写真付きのもの(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳など)
 - ◎写真付きのものがない場合(健康保険証、介護保険証、年金手帳などあれば2点以上)
- □ 認印(相続人代表※の認印)
- □ 預貯金通帳、またはキャッシュカード(相続人代表・葬祭を行った方)
- □ 委任状(詳しくは 63 ~ 64 ページをご覧ください。)

亡くなられた方のもの(お手元にあるものだけでかまいません)

- ●後期高齢者医療に加入の場合
- □ 葬祭費請求に必要な書類(会葬礼状・葬儀の領収書・埋火葬許可証(書)等)
- □ 後期高齢者医療被保険者証
- ●国民健康保険に加入の場合
- □ 葬祭費請求に必要な書類(会葬礼状・葬儀の領収書・埋火葬許可証(書)等)
- □ 国民健康保険被保険者証
- ●国民年金、厚生年金
- ◎年金を受給されている方で、年金事務所をご予約されている場合は必要ありません。
- □ 年金手帳または年金証書(振込通知ハガキなど基礎年金番号のわかるものでも可)
- □ 死亡診断書の写しまたは埋火葬許可証
- 65 歳以上の方、または 40 ~ 64 歳で要介護認定を受けている方
- □ 介護保険被保険者証、負担割合証、限度額認定証など
- ●身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方
- □ 身体障害者手帳、療育手帳
- □ 障がい医療費受給者証など
- ●税金について、ご質問やご相談がある場合
- □ 納税通知書
- ●以下のものをお持ちの方
- □ ひとり親家庭等医療費受給者証 □ 印鑑登録証、長寿手帳
- □ 住民基本台帳カード(作成されている場合) □ その他、市役所から交付された証書類など
- □ 遺言書 [法定相続人以外の方が相続人になった場合、遺言書(自筆証書遺言は、 検認済みのものに限る)をお持ちください。]
- ※相続人代表とは、法定相続人のうち、各種手続きの通知先として代表していただく方です。
 所有権や相続割合等を決めるものではありません。

おくやみ窓口のご案内

で遺族の方向けに、高知市にお住まいだった方がお亡くなりになった際に必要な手続き・窓口をご案内するおくやみ窓口を設置しておりますので、ご利用ください。

おくやみ窓口のご利用について

場所:高知市役所1階中央窓口センター 1階発券機構の職員にお声がけください。

ご案内時間:午前9時~午後5時(土日祝日・年末年始を除く)

【お待たせしない事前予約をおすすめします】

★スマートフォン・PCから明日以降のご予約をされたい方

高知市おくやみ窓口のホームページに予約専用ページのリンクがあります。

受付期間:おくやみ窓口ご利用日の前日まで(土日祝日・24時間可能)

- ※おくやみ窓口の予約は、1か月前からご利用の前日までお受けしています。
- ※前日までのキャンセル・予定変更もスマートフォン・PCから可能です。
- ※予約方法は $5\sim6$ ページにあります。

★お電話で明日以降のご予約をされたい方

コールセンター ☎ 088-822-8111

受付期間:8:30~17:00 (土日祝、年末年始を除く)

★お問い合わせ・当日のご予約・お電話でキャンセル・予定変更されたい方

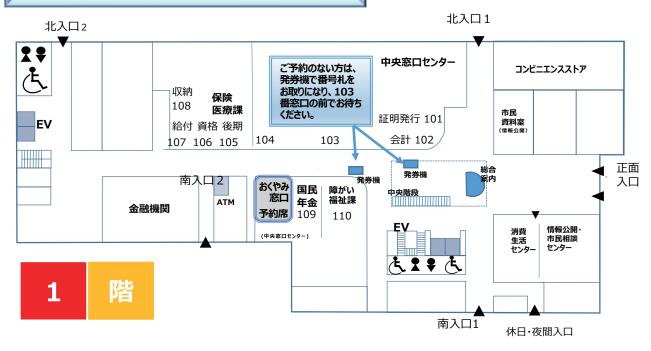
高知市中央窓口センター おくやみ窓口担当 🏗 088-821-9002

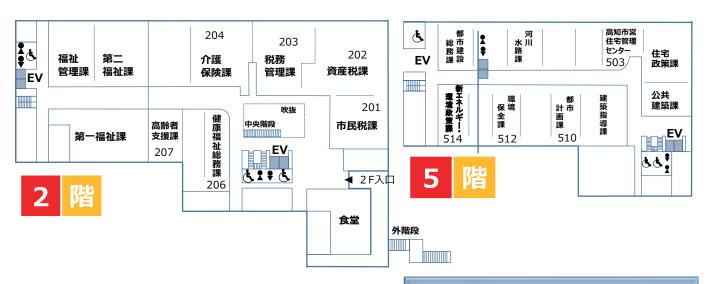
受付期間:8:30~17:15 (土日祝、年末年始を除く)

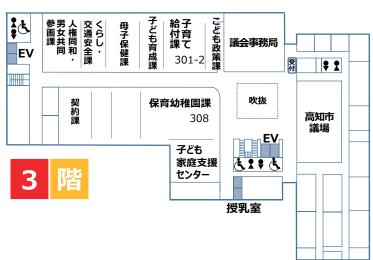
- ※おくやみ窓口でのご説明に45分程度かかる見込みです。その後各窓口でお手続きしていただくことがありますので、お時間に余裕をもってお越しください。
- ※ご予約された時間に遅れる場合は、必ず事前にご連絡ください。なお、次の方の予約時間までのご案内となりますので、予めご了承ください。

〒 780-8571 高知市本町 5 丁目 1 番 45 号 高知市役所 市民協働部 中央窓口センター おくやみ窓口 ☎ 088-821-9002

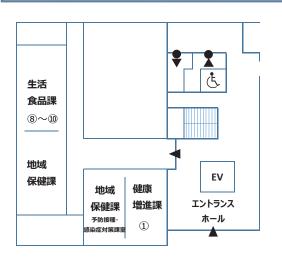
◆本庁舎 フロアマップ







◆総合あんしんセンター 1 階 フロアマップ



高知市おくやみ窓口のインターネット予約

事前のご予約は 1 か月前からご利用の前日までお受けしています。 操作にご不安がある方は、お電話でのご予約も承っています。 088-822-8111(8:30~17:00 土日祝日を除く)

◎操作方法

右の二次元コードまたは、 "高知市おくやみ窓口"で検索し、 おくやみ予約専用ページからお申込みください。



2 予約日を選択する

おくやみ窓口のご利用希望日をカレンダーから選び、「O」や「✔ (変更時のみ)」を選択してください。 「一」や「X」は予約ができません。

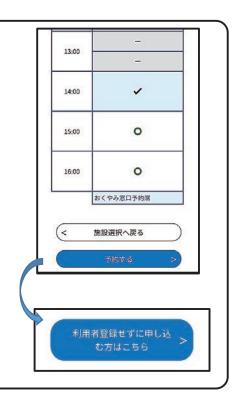


3 予約時間を選択する

おくやみ窓口のご利用を希望する時間帯を選択して、「✓」になったら「予約する」を選択してください。 「–」や「×」は予約ができません。

凡例✓:選択中 ○:予約可 ×:予約不可 —:予約受付期間外

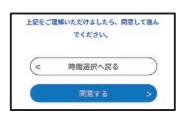
おくやみ窓口のご予約には、利用者登録は不要です。 「利用者登録せずに申し込む方はこちら」を選択して、 次にお進みください。



4

利用規約を確認する

表示される利用規約を確認のうえ、ご理解いただけましたら 「同意する」を選択して、次にお進みください。



申請者 必須

5

予約内容を入力する

当日のご案内の準備のため、お亡くなりになった方や 来庁される方に関する情報の入力をお願いします。 入力が完了したら「確認へ進む」を選択してください。

※このシステムは、電子メールアドレスの入力が必須となります。



※右は入力画面の一部です。

6

入力内容を確認し、予約を確定する

入力内容の確認後、「申込む」を選択して完了です。

5で入力したメールアドレスに確認メールが届きます。

日時の変更やキャンセルには、確認メールに記載された

予約番号とパスワードが必要となりますので、大切に保管しておいてください。

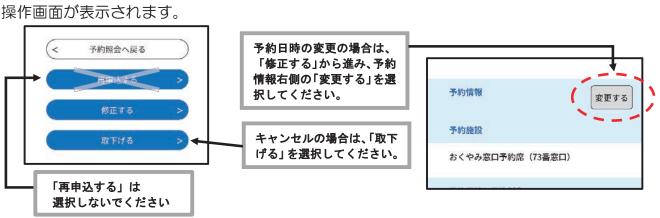


7

予約日時の変更・予約のキャンセル

ご利用の前日までであれば、変更やキャンセルの操作が可能です。

確認メールに記載された URL のページで、予約番号とパスワードを入力すると、 は水原面がまっされます。



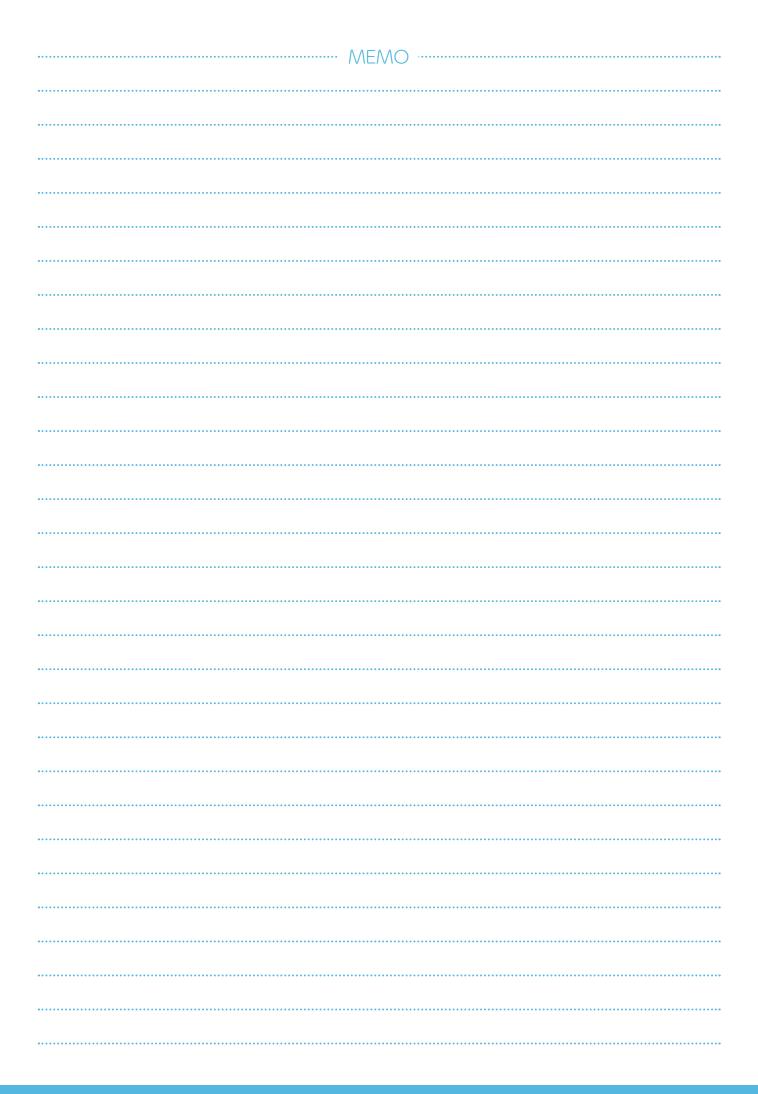
お問い合わせ先: 高知市中央窓口センターおくやみ窓口(088-821-9002)

身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ(目安)

| | 葬儀・法要 | 届出・手続き | 税金 |
|--------|--|---|--------------------------|
| 3ヶ月以 | ○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨 | ○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (53 ページ参照) | |
| 以内 | | ○遺言調査・遺言書の検認 ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認 _ | — (55 ページ参照) |
| 4ヶ月以内 | | | ○所得税の準確定申告 |
| 10ヶ月以内 | | | ○相続税の申告 ○相続税の延納・物納の申請 |
| 1年以内 | ○一周忌 | ○遺留分侵害額請求 | |

高知市で必要な手続きについては13ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助と なれば幸いです。



死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリストをもとに「おくやみのしおり」の参照ページをご覧になり、担当課・受付窓口に直接お問い合わせ、またはお手続きください。

おくやみ窓口をご利用の場合も、事前にこのチェックリストにご記入してお待ちいただきますと、窓口でのご案内がスムーズにできますので、ぜひご活用ください。

▼「はい」の場合は〇、「いいえ」の場合は×、 「わからない」場合は△をご記入ください。

| 項目 | 亡くなった方の情報 | チェック欄 | 参照ページ | 手続 | 市役所 |
|-----------|--|-------|--------------|--------------------|---------|
| | | ○•ו△ | | 完了日 正書遺言書(| 本庁舎 |
| 言書 | 公正証書遺言書を残していますか。 | | | 続きをしてく | |
| 遺言書•相続放棄等 | 上記以外の『遺言書』を残していますか。 | | DEE | / | |
| 放棄等 | 亡くなった方の相続人で、「相続の限定承認」や 「相続放棄」をする予定の方はいますか。 | | P.55 | まずは家庭裁判所に ご相談ください。 | |
| | 死亡届の手続きはされましたか。 | | 040 | / | |
| | 3人以上の世帯の世帯主でしたか。 (いずれも15歳以上) | | P.13 | / | |
| 住民 | 印鑑登録をしていましたか。 | | | / | 1階 103番 |
| 住民登録 | マイナンバーカードまたは マイナンバー通知カードをお持ちでしたか。 | | P.14 | / | |
| | 住民基本台帳カードをお持ちでしたか。 | | | / | |
| | (外国籍の方) 在留カード・特別永住者証明書を お持ちでしたか。 | | P.15 | / | |
| 年 | まだ年金を受け取っていませんか。 | | P.16 P.17 | | |
| 年金 | 年金を受け取っていましたか。 | | P.18 P.19 | / | |
| 給 | 障がいのあった方で、日本年金機構から 特別障害給付金を受け取っていましたか。 | | | / | 1 REE |
| 付金 | 障がいのあった方で、公的年金・生活保護いずれも受け取っておらず、高知市福祉給付金を受け取っていましたか。 | | P.20 | / | 1階 109番 |
| 恩給弔慰金 | 恩給・戦没者弔慰金を受け取っていましたか。 | | P.20 | / | |

| 項目 | 亡くた | ふった方の情報 | チェック欄 〇・×・△ | 参照ページ | 手続 完了日 | 市役所 本庁舎 |
|-------------|---------------------------------|------------------------------|----------------|---------------|-----------|----------------------|
| | 高知市国民健康保障 | 険に加入していましたか。 | | P.21 | | 1階 107番 |
| 健康保険 | 後期高齢者医療に加 | 川入していましたか。 | | P.22 | / | 1階 105番 |
| 険 | l . | こ加入していましたか。 済組合、各健康保険組合、国 | | P.23 | / | |
| 介護 | 満65歳以上の方で | したか。 | | P.24 | / | 2階 |
| • 高 齢 | 満40歳以上65歳 受けていましたか。 | 未満の方で、要介護認定を | | P.25 | / | 204番 207番 |
| 障 | 障害者手帳をお持 | 精神保健福祉手帳 | | P.30 | / | |
| がい福 | ちでしたか。 | 身体障害者手帳、療育手帳 | | P.26 | / | 1階 |
| 社 | 障がいのサービスや | 医療助成を受けていましたか。 | | P.26~ P.30 | / | 110番 |
| 難 | | 費受給者証 (難病) を | | P.31 - | / | |
| 病 | 高知県の登録者証ね | をお持ちでしたか。 | | | / | |
| 子ども | 中学生以下のお子さまたは、ご本人が中 | きまがいましたか。 学生以下の方でしたか。 | | P.32~ P.33 | / | 3階 301-2番 308番 |
| 自動車等 | 自動車やバイク等を | お持ちでしたか。 | | P.34 P.35 | / | |
| 不 | 固定資産(土地・家 | 屋) をお持ちでしたか。 | | P.36 | / | |
| 動産 | 森林・農地をお持ち | でしたか。 | | P.37 P.38 | / | |
| 墓地 | 高知市市営墓地をお | お持ちでしたか。 | | P.39 | / | 5階 512番 |
| 税金 | 市・県民税、森林環境 | 市・県民税、森林環境税が課税されていましたか。 | | | / | 2階 201番 |
| | 高知市に税金を納付書または口座引き落としで納付していましたか。 | | | P.40 | / | 2階 203番 |
| <u> </u> | 県税・国税について | 手続きや質問がありますか。 | | P.41 | / | |
| | 個人事業主でしたな |))° | | 1.41 | / | |

死亡に伴う各種手続きチェックリスト(該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

| 項目 | 亡くなった方の情報 | チェック欄 〇・×・△ | 参照 ページ | 手続 完了日 | 市役所 本庁舎 |
|------|--|----------------|--------|-----------|------------|
| 市営住宅 | 市営住宅・改良住宅・コミュニティ住宅にお住まいでしたか。 | | P.42 | / | 5階 503番 |
| 上下水道 | 上下水道の契約者でしたか。 | | P.43 | / | |
| 水道 | 下水道受益者負担金を分納中、または徴収猶予中の方でしたか。 | | 1.43 | / | |
| 浄化槽 | 浄化槽を使用されていましたか。 | | P.44 | / | 5階 512番 |
| トイレ | くみ取り式トイレの契約者でしたか。 | | P.45 | / | |
| 公共料金 | 電気・ガス等の契約者でしたか。 | | P.53 | / | |
| | NHK放送受信料の契約者でしたか。 | | | / | |
| | 固定電話の契約者でしたか。 | | DES | / | |
| その他 | 携帯電話の契約者でしたか。 | | P.53 | / | |
| | インターネット、ケーブルテレビ等の契約者でしたか。 | | | / | |
| | 口座引き落としでのお支払いはありますか。 (公共料金やNHK・新聞などの年会費・購読料等) | | P.54 | / | |

市役所 本庁舎

手続 完了日

| その | 運転 | ら 免許証をお持ちでしたか。 | — P.54 | / | |
|------|----|---|---------------|---|--------------------------------|
| 他 | 旅券 | た (パスポート) をお持ちでしたか。 | F.J4 | / | |
| 営業許可 | 保健 | 断で営業許可を受けていましたか。 | P.46~ P.48 | / | あんしん センター 1階 ⑧番 ⑩番 |
| 動物 | 犬 | 犬を飼っていましたか。 | P.49 | / | あんしん センター 1階⑨番 |
| 物 | 鳥獣 | 鳥獣飼育登録票の交付を受けていましたか。 (メジロを飼っていましたか。) | 1.49 | / | 5階 514番 |
| MEMO | | | | | |
| | | 12 | | | |

チェック欄 ○・×・△

亡くなった方の情報

項目

1. 住民登録に関する手続(印鑑登録・カード)

死亡届について

手続き 死亡届

| 手続詳細 | 期限 |
|--|---|
| ほとんどの場合は、葬祭業者が届出を代行してくれます。 ※火葬がお済みの場合は、死亡届のお手続きは完了しています。 ※死亡事項が記載された住民票や戸籍謄本等の取得には、日数がかかる場合があります。詳しくは56ページをご覧ください。 | 亡くなった事実を知った日 から7日以内 |
| | 手続き可能な人 |
| | 親族の方等 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| | 中央窓口センター 本庁舎 1 階 103 番 窓口担当 ☎ 088-821-9406 戸籍担当 ☎ 088-823-9431 |

世帯主の方

手続き世帯主変更届

| 于統計細 | 期限 |
|---|---|
| 2名以下の世帯:残った方が自動的に世帯主となります。 3名以上の世帯:次の世帯主を高知市で決定し、その旨を「住民票の世帯主変更のお知らせ」として後日、送付します。 お知らせの内容を変更されたい場合は、お届けが必要です。 | なし |
| | 手続き可能な人 |
| | 亡くなった方と同じ世帯の 方 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| □ 来庁される方の本人確認書類 ※代理人が手続きされる場合は住民登録指定の委任状 | 中央窓口センター 本庁舎 1 階 103 番 記録担当 な 088-823-9430 |

印鑑登録をしていた方

手続き 印鑑登録証の返納

| 手続詳細 | 期限 |
|--|---|
| 亡くなった方の印鑑登録は自動的に抹消されます。 お持ちの方は返納ください。 | なし |
| | 手続き可能な人 |
| | どなたでも可 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| □ 亡くなった方の印鑑登録証 | 中央窓口センター 本庁舎1階 103番 印鑑担当 な088-823-9429 |

マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた方

手続き カードの返納

| 手続詳細 | 期限 |
|---|---|
| 各種手続きにマイナンバーが必要な場合がありますので、そのままお手元にお持ちください(マイナンバーカード・個人番号通知カードのみ)。 不要な場合はご返納ください。 | なし |
| | 手続き可能な人 |
| | どなたでも可 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| □ 来庁される方の本人確認書類□ 亡くなった方のマイナンバーカード、個人番号通知カード、 住民基本台帳カード | 中央窓口センター 本庁舎 1 階 103 番 マイナンバー交付担当 な 088-823-9455 |

1. 住民登録に関する手続(印鑑登録・カード)

在留カード・特別永住者証明書を持っていた方

手続き カード・証明書の返納

| 手続詳細 | 期限 |
|--|--|
| 亡くなったことがわかる書面の写しと最寄りの地方出入国在留管理局官 署へ直接返納してください。 郵送で返納する場合、詳しくは右へお問い合わせください。 | なし |
| | 手続き可能な人 |
| | どなたでも可 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| | 高松出入国在留管理局 高知出張所 丸ノ内 1-4-1 な 088-871-7030 |
| MEMO | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

2. 年金に関する手続

年金を受け取っていない方

手続き 1 国民年金加入の方の各種年金の請求

手続詳細

遺族基礎年金: 亡くなった方が一定の納付要件を満たし、亡くなった方に生計維持されていた子ども〔18歳に達する日の属する年度末まで(一定の障害があるときは20歳未満)〕がいる場合

寡婦年金:国民年金加入者で第1号被保険者としての保険料納付済み期間等の要件を満たした夫が死亡し、10年以上継続して婚姻関係にあり、亡くなった方に生計維持されていた65歳未満の妻(事実婚を含む)がいる場合

死亡一時金:第1号被保険者として保険料納付が3年以上ある場合

期限

遺族基礎年金: 時効の期 間5年

寡婦年金:時効の期間5年 死亡一時金:時効の期間2年

手続き可能な人

遺族基礎年金:亡くなった 方と生計維持関係のある18 歳に達する日の属する年度 末まで(一定の障害がある ときは20歳未満)の未婚の 子、その子と生計同一の配 偶者

寡婦年金:亡くなった方と生

計維持関係のある妻 死亡一時金:亡くなった方 と生計同一である配偶者、

子、父母、孫、祖父母、兄弟

姉妹

必要なもの

必要書類は、手続き内容によって変わります。まずは、以下の ものをご準備のうえ事前に電話等でご相談ください。

- □ 亡くなった方の基礎年金番号がわかるもの(年金手帳など)
- □ 死亡診断書の写しまたは埋火葬許可書
- ※代理人がお手続きする場合は年金指定の委任状

問い合わせ先

中央窓口センター 本庁舎 1 階 109 番 国民年金担当 ☎ 088-823-9439

高知東年金事務所

☎ 088-831-4430

高知西年金事務所

23 088-875-1717

※音声案内に従い、

「1」→「2」の順に選択 してください。

※年金事務所は事前予約が必要です。

2. 年金に関する手続

年金を受け取っていない方

手続き② 厚生年金・共済年金加入の方の年金の請求

| 手続詳細 | 期限 |
|--------------------------------|---|
| 最寄りの年金事務所、または各共済組合へお問い合わせください。 | |
| | 手続き可能な人 |
| | |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| | 高知東年金事務所 ☎ 088-831-4430 高知西年金事務所 ☎ 088-875-1717 ※音声案内に従い,「1」 →「2」の順に選択してください。 ※年金事務所は事前予約が必要です。 または加入していた共済組合 |

手続き③ 被扶養配偶者の種別変更の届出

| 手続詳細 | 期限 |
|--|---|
| 亡くなった方の被扶養配偶者 (20歳以上60歳未満) について第3号被保 険者から第1号被保険者への変更手続きが必要です。 | 亡くなった日の翌日から 14日以内 |
| | 手続き可能な人 |
| | 亡くなった方の被扶養配偶 者、世帯主 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| □亡くなった方の基礎年金番号がわかるもの(年金手帳など) □死亡診断書の写しまたは埋火葬許可書 □来庁される方の本人確認書類 | 中央窓口センター 本庁舎 1 階 109 番 国民年金担当 な 088-823-9439 |

チェックリスト

年金を受け取っていた方

手続き 1 国民年金・厚生年金・年金生活者支援給付金の未支給年金の請求

| 手続詳細 | 期限 |
|--|--|
| 最寄りの年金事務所でお手続きが必要です。障害基礎年金のみ、遺族基 礎年金のみ、寡婦年金のみを受給している方は中央窓口センターでもお 手続きができます。 | 時効の期間5年 |
| | 手続き可能な人 |
| | 亡くなった方と生計同一で ある三親等以内の親族 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| 必要書類は、手続き内容によって変わります。まずは、以下のものをご準備のうえ事前に電話等でご相談ください。 □ 亡くなった方の基礎年金番号がわかるもの(年金手帳など) □ 死亡診断書の写しまたは埋火葬許可書 ※代理人がお手続きする場合は年金指定の委任状 | 中央窓口センター 本庁舎 1階 109番 国民年金担当 ☎ 088-823-9439 高知東年金事務所 ☎ 088-831-4430 高知西年金事務所 ☎ 088-875-1717 ※音声案内に従い,「1」 →「2」の順に選択して ください。 ※年金事務所は事前予約 が必要です。 |
| MEMO | |
| | |
| | |
| | |

2. 年金に関する手続

年金を受け取っていた方

手続き② その他各種年金の届出や未支給年金の請求

| · · 手続詳細 | 期限 |
|--|---|
| 農業者年金に加入されていた方:①農業者年金 公務員をされていた方:②共済年金 国民年金基金に加入されていた方:③国民年金基金 企業年金に加入されていた方:④企業年金 死亡届や未支給年金の請求が必要になる場合があります。 詳しくは右へお問い合わせください。 | 手続き可能な人 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| | ①農業委員会事務局 たかじょう庁舎 5 階 ☎ 088-823-9484 ②各共済組合 ③全国国民年金基金 ☎ 0570-008-002 または ☎ 03-6804-2202 ④各企業年金基金等 または企業年金連合会 ☎ 0570-02-2666 |
| MEMO | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

3. 給付金(恩給・弔慰金) に関する手続き

給付金を受給していた方

手続き ①特別障害給付金、②高知市福祉給付金 の届出・請求

| 手続詳細 | 期限 |
|----------------------------------|---|
| ①死亡届、未支払給付金請求 ②資格喪失届、給付金未支給請求 | ①②時効の期間5年 |
| | 手続き可能な人 |
| | ①亡くなった方と生計同一である三親等以内の親族②亡くなった方と生計同一である配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| 詳しくは右へお問い合わせください。 | 中央窓口センター 本庁舎 1 階 109 番 国民年金担当 な 088-823-9439 |

恩給または弔慰金を受給していた方

手続き ①恩給 ②戦没者弔慰金等 の届出

| 手続詳細 | 期限 |
|---|---|
| ①右記へ直接お問い合わせください。 ②国債記名変更届等 (お手続き先:償還金支払場所または証券保管証書に記載の郵便局) | 手続き可能な人 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| 詳しくはお問い合わせください。 | ①総務省恩給相談窓口 ☎ 03-5273-1400 ②健康福祉総務課 本庁舎 2階 206番 ☎ 088-823-9440 |

4. 保険に関する手続

国民健康保険に加入していた方

手続き

- ①保険証および各種認定証の返還(お持ちの方のみ)
- ②葬祭費支給申請 ③保険料の精算等

| 一手続詳細 | 期限 |
|---|--|
| ①病院の支払い終了後に、返還ください。 ②葬祭を行った方に3万円の支給があります。 ③保険料の変更通知書については後日送付します。 | ②葬祭を行った日の翌日か ら2年 |
| | 手続き可能な人 |
| | どなたでも可 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| □ 被保険者証(お持ちの方のみ) □ 各種認定証(お持ちの方のみ) □ 来庁者の本人確認書類(マイナンバー・運転免許証等) □ 葬祭を行ったことが確認できるもの ※会葬礼状・葬儀の領収書・埋火葬許可証(書)等いずれか1点 □ 葬祭を行った方の振込先口座が確認できるもの | 保険医療課 被保険者証・保険料など 本庁舎1階 106番 資格賦課担当 ☎088-823-9360 葬祭費・医療費など 本庁舎1階 107番 給付担当 ☎088-823-9359 保険料のお支払いなど 本庁舎1階 108番 収納担当 ☎088-823-9438 |
| MEMO | |
| | |
| | |

後期高齢者医療に加入されていた方

手続き

手続詳細

- ①保険証および各種認定証の返還(お持ちの方のみ)
- ②葬祭費支給申請 ③保険料の精算等

③保険料の変更通知書については後日送付します。

#8 78

②葬祭を行った日の翌日か ら2年



こちらからもご確認いただけます 【後期高齢者医療】 お亡くなりになったとき

手続き可能な人

どなたでも可

必要なもの

□ 被保険者証(お持ちの方のみ)

①病院の支払い終了後に、返還ください。 ②葬祭を行った方に3万円の支給があります。

- □ 各種認定証(お持ちの方のみ)
- □ 来庁者の本人確認書類(マイナンバー・運転免許証等)
- □ 葬祭を行ったことが確認できるもの
 - ※会葬礼状・葬儀の領収書・埋火葬許可証(書)等いずれ か1点
- □ 葬祭を行った方の振込先口座が確認できるもの
- □ 相続人代表となる方の振込先口座が確認できるもの・認印
- ※相続人代表となる方と口座名義人が異なる場合は、後期 高齢者医療用指定の委任状が必要です。

詳しくは右へお問い合わせください。

問い合わせ先

保険医療課 被保険者証・医療費など 本庁舎1階 105番 後期高齢者医療担当 な088-823-9380 保険料のお支払いなど 本庁舎1階 108番

2 088-823-9438

収納担当

5. 健康保険に関する手続き

健康保険、共済組合等に加入していた方

手続き ①保険証および各種認定証の返還 ②葬祭費(埋葬料)支給申請等

| 手続詳細 | 期限 |
|---|--|
| 加入している各保険者に、詳しくは右へお問い合わせください。 (協会けんぽ、各共済組合、各健康保険組合、各国保組合等があります) | |
| | 手続き可能な人 |
| | |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| | ※各共済組合、各健康保 険組合、各国保組合等は、 加入している各保険者へ 協会けんぽの方は全国健 康保険協会高知支部 ☎ 088-820-6010 |
| MEMO | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

6. 介護保険に関する手続

65歳以上または介護認定を受けていた方

手続き

介護保険被保険者証等の返還、相続人代表届出、介護保険料の精算、高額介護サービス費等給付費の申請、送付先申請

| 手続詳細 | 期限 |
|--|---|
| 手続きが必要な方にのみ、約1ヶ月後に亡くなった方のご自宅にお手紙が届きます。 送付先を変更されたい方は、ご連絡ください。 | すみやかにご連絡ください |
| こちらからもご確認いただけます | ■ 手続き可能な人 |
| ************************************ | どなたでも可 |
| | |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| □ 介護保険被保険者証(緑) □ 介護保険負担割合証(水色) □ 負担限度額認定証(ピンク) □ 相続人代表となる方の振込先口座が確認できるもの | 介護保険課本庁舎 2階 204番 被保険者証・保険料資格賦課係 で 088-823-9971 高額介護サービス費等の給付・割合証など給付係 で 088-823-9959 要介護(要支援)認定など認定係 で 088-823-9931 |
| | |

7. 高齢者支援に関するお手続き(65歳以上の方)

①長寿手帳 ②緊急通報装置 ③配食サービスをご利用中だった方

手続き

- ①長寿手帳の返還 ②緊急通報装置の廃止・撤去
- ③配食サービスの廃止

| 手続詳細 | 期限 |
|---|--|
| ①は65歳以上の方に配布しています。お持ちの方は返還してください。紛失の場合は構いません。②ご自宅の固定電話に緊急通報の装置がついており、市の助成を受けている方は高齢者支援課で廃止のお手続きをしてください。届出後、利用していた事業所が装置の撤去をします。③まずは以下のどちらかへご連絡ください。・ケアマネージャー・高齢者支援課(お電話または窓口) | すみやかにご連絡ください 手続き可能な人 ①どなたでも可 ②亡くなった方のご家族等 ③亡くなった方のご家族等 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| ① □ 亡くなった方の長寿手帳 ②不要 ③不要 | 高齢者支援課本庁舎2階 207番 な088-823-9441 |
| MEMO | |
| | |
| | |
| | |

8. 福祉(障がい) に関する手続

身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方

手続き手帳の返還

| 手続詳細 | 期限 |
|------------------------------|---|
| ①身体障害者手帳、②療育手帳をお持ちだった方が対象です。 | 死亡の届出完了後、すみ やかにお手続きをお願い します |
| | 手続き可能な人 |
| | ①亡くなった方のご家族等 ②どなたでも可 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| □ 亡くなった方の身体障害者手帳、療育手帳 | 障がい福祉課本庁舎1階 110番 身体障害者手帳 な 088-823-9056 療育手帳 な 088-823-9053 |

①重度心身障害児・者医療費助成 ②自立支援医療 (更生医療) をご利用 中だった方

手続き 受給者証の返還

| 手続詳細 | 期限 |
|--|--|
| ①身体障害者手帳1・2級または、療育手帳A1・A2級の方 ②身体障害者手帳をお持ちの満18歳以上の方で更生医療を受けられて | なし |
| いる方 | 手続き可能な人 |
| が対象です。 | どなたでも可 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| ① □ 障害医療費受給者証または高齢障害者医療費受給者証② □ 自立支援医療(更生医療)受給者証 | 障がい福祉課 本庁舎 1 階 110番 な 088-823-9053 |

8. 福祉(障がい) に関する手続

特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給していた方

手続き 死亡届、未払い金の請求

| 手続詳細 | 期限 |
|----------------------|---|
| 未払いの手当を請求できる場合があります。 | すみやかにご連絡くださ い |
| | 手続き可能な人 |
| | 配偶者もしくは扶養義務者 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| 詳しくは右へお問い合わせください。 | 障がい福祉課 本庁舎 1 階 110 番 な 088-823-9053 |

特別児童扶養手当または療育手当を受給していた方

手続き 各種手続き

| 手続詳細 | | | 期限 |
|---------------|--------------|----------------------|--|
| 以下のお手続きが必要です。 | | いずれもすみやかにご連 絡ください | |
| 亡くなった方 | 特別児童扶養手当 | 療育手当 | THE COURT |
| 受給者 | ①受給者死亡届、未支払手 | ③喪失届、支給申請 | |
| | 当請求、認定申請 | | 手続き可能な人 |
| 心身障がい児 | ②喪失届 | ④喪失届 | 亡くなった方のご家族等 |
| | | | |
| 必要なもの | | | 問い合わせ先 |
| 詳しくは右へお問い | 合わせください。 | | 障がい福祉課 本庁舎 1 階 110番 な 088-823-9053 |

高知県心身障害者扶養共済制度に加入していた方

手続き 各種手続き

| 手続詳細 | 期限 |
|---|----------------------------------|
| 毎月、一定の掛金を高知県にお支払いされている方が対象です。 ①加入者が亡くなったとき:年金支給請求 ②心身障がい児・者が亡くなったとき:死亡届・弔慰金請求 | いずれもすみやかにご連 絡ください |
| | 手続き可能な人 |
| | 亡くなった方のご家族等 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| ① □ 亡くなった日がわかる住民票 □ 年金受給者(障がい児・者)の住民票 □ 医師が発行する死亡診断書(原本または原本証明されたもの) ※加入日から2年以内に亡くなった場合は、死亡証明書(指定様式) □ 年金受給権者(障がい児・者)の振込先口座が確認できるもの 年金管理者を設定している場合には、以下も必要です。 □ 年金管理者の住民票 □ 年金管理者の振込先口座が確認できるもの □ 年金受給権者(障がい児・者)の認印 ② □ 加入者の住民票、振込先口座が確認できるもの □ 亡くなった日がわかる住民票 | 障がい福祉課本庁舎 1 階 110番 2088-823-9053 |

8. 福祉(障がい) に関する手続

タクシーチケットを持っていた方

手続き タクシーチケットの返還

| 手続詳細 | 期限 |
|--|---|
| | なし |
| | 手続き可能な人 |
| | どなたでも可 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| □ 在宅重度障害者移動支援チケット□ 鏡地区福祉タクシーチケットまたは鏡地区障害者福祉タクシーチケット | 障がい福祉課 本庁舎 1 階 110 番 な 088-823-9053 |

各種支援サービスを受けており、受給者証等を持っていた方

手続き 障害福祉サービス・地域相談支援、障害児通所支援、移動支援、日中一時支援

| 一手続詳細 | 期限 |
|---|---|
| ①サービス利用者が亡くなったとき:受給者証等返還 ②サービス利用者が18歳未満で、受給者である保護者が亡くなったとき: 受給者証返還、新たな受給者(保護者)への変更手続き | ①なし ②早急に |
| | 手続き可能な人 |
| | ①亡くなった方のご家族等 ②変更後の受給者の方 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| ① □ 受給者証等② □ 受給者証等□ 新たな受給者(保護者)の本人確認書類(自署できない場合は認印) | 障がい福祉課 本庁舎 1 階 110 番 ☎ 088-823-9378 |

こうちあったかパーキング利用証を持っていた方

手続き 利用証返還

| 手続詳細 | 期限 |
|-------------------|---|
| | 死亡の届出完了後、すみ やかにご連絡ください |
| | 手続き可能な人 |
| | どなたでも可 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| □ こうちあったかパーキング利用証 | 高知県障害福祉課 な 088-823-9633 ※市町村の窓口でも返還可 高知市の場合は 障がい福祉課 本庁舎 1 階 110番 |

精神保健福祉手帳・自立支援医療受給者証(精神通院医療)を持っていた方

手続き

| 手続詳細 | 期限 |
|------------|-----------------------|
| お手続きは不要です。 | |
| | |
| | |
| | 手続き可能な人 |
| | |
| | |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| | 健康増進課 あんしんセンター1階1番 |
| | 2 088-803-8005 |
| | |
| | |

9. 難病に関する手続き

特定医療費受給者証(難病)を持っていた方

手続き 受給者証の返還もしくは電話連絡

| 手続詳細 | 期限 |
|------------------------|---|
| 詳しくは右へお問い合わせください。 | |
| | |
| | 手続き可能な人 |
| | どなたでも可 |
| | |
| | |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| □亡くなられた方の特定医療費受給者証(難病) | 高知県庁本庁舎4階 高知県健康対策課 ☎ 088-823-9678 |
| | |

登録者証 (難病) を持っていた方

手続き 登録者証の返還もしくは電話連絡

| 手続詳細 | 期限 |
|-------------------|-----------------------|
| 詳しくは右へお問い合わせください。 | |
| | |
| | 手続き可能な人 |
| | どなたでも可 |
| | |
| | |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| □亡くなられた方の登録者証(難病) | 高知県庁本庁舎4階 |
| | 高知県健康対策課 |
| | ☎ 088-823-9678 |
| | |
| | |

10. 子ども・保護者に関する手続き

20歳未満のお子様がいらっしゃる方

手続き 児童手当・児童扶養手当・子ども医療・ひとり親医療

| | 旧芸子以 / 4 5 | 7 15+E+ / 1 | 旧本井兰子以 | 7) 1- 10 *0 == + | 1 | | |
|--------|------------|-------------|----------|------------------|---|---------------------------------------|------------|
| 亡くなった方 | | | 児童扶養手当 | | | | |
| | 歳到達後最初の | 学6年生まで) | (18 歳到達後 | (18 歳到達後 | | | |
| | 3月31日ま | | 最初の3月31 | 最初の3月31 | | | |
| | で) | | 日まで) | 日まで) | | | |
| | | ※令和6年 10 | | | | | |
| | | 月診療分から中 | | | | | |
| | 後最初の3月 | | | | | | |
| | 31 日まで」に | 制度改正予定。 | | | | | |
| | 制度改正予定。 | | | | | 手続き可能な人 | |
| 児童 | 手続き不要 | 手続き不要 | 額改定(減額) | 資格喪失 | | 士 続き り配な人 | |
| | | | または資格喪失 | | | | |
| 保護者 | 未支払い請求、 | 保護者の変更 | 死亡届兼未支払 | 資格喪失 | | | |
| | 新規認定請求、 | | 手当請求 | | | | |
| | 災害遺児手当請 | | | | | | |
| | 求 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 要なもの | | | | | | 問い合わせ先 | |
| | | | | | | | |
| 前に右へま | お問い合わせ | ください。 | | | - | 子育て給付課 | |
| | | | | | | 本庁舎3階 301- | .2 釆 |
| | | | | | - | | |
| | | | | | | | Z III |
| | | | | | | 本月音 3 階 301· 2 088-823-9447 | 2 亩 |
| | | | | | | | 工 田 |
| | | | ME/ | MO | | | - 2 田 |
| | | | ME/ | NO | | | |
| | | | ME/ | NO | | | 2 H |
| | | | | NO | | | 2 ш |
| | | | ME/ | NO | | | Z H |
| | | | | ΛΟ | | | 2 H |
| | | | | NO | | | 2 H |
| | | | | NO | | | 2 H |
| | | | | ΛΟ | | | 2 H |
| | | | | NO | | | 2 H |
| | | | | MO | | | 2 H |
| | | | | MO | | | 2 H |
| | | | | MO | | | 2 H |
| | | | | MO | | | 2 H |
| | | | | NO | | | 2 H |
| | | | | MO | | | 2 H |
| | | | | MO | | | 2 H |
| | | | | MO | | | 2 H |
| | | | | MO | | | 2 H |

10. 子ども・保護者に関する手続き

保育園・幼稚園・認定こども園等在園児の保護者の方

手続き
 各種認定内容および保育料の変更等

| 手続詳細 | 期限 |
|-------------------|---------------------------------------|
| 詳しくは右へお問い合わせください。 | すみやかにご連絡ください |
| | 手続き可能な人 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| 詳しくは右へお問い合わせください。 | 保育幼稚園課 本庁舎3階 308番 公088-823-4012 |

就学援助の認定を受けていた世帯

手続き 就学援助の対象世帯の世帯状況を変更する申請

| 手続詳細 | 期限 |
|--|---|
| ①児童生徒が死亡の場合:お手続きは不要です。 ②保護者と同一住所の方が死亡の場合:青少年・事務管理課へお問い 合わせ下さい。 | |
| | 手続き可能な人 |
| | |
| | |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| 詳しくは右へお問い合わせください。 | お子さまが通学している 各学校もしくは青少年・ 事務管理課 たかじょう庁舎 4階 な 088-823-9468 |

11. 自動車に関する手続き

普通自動車や軽自動車を所有していた方

手続き 名義変更・廃車、納税等

手続詳細

普通自動車の名義変更・廃車等については①へお問い合わせください。 自動車税(種別割)・納税については②へお問い合わせください。

軽自動車の名義変更・廃車等については③へお問い合わせください。 軽自動車税(種別割)については④へお問い合わせください。

- ※納税については、⑤へお問い合わせください。
- ※軽自動車税は毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。 名義変更・廃車等は早めのお手続きをお願いします。





こちらからもご確認いただけます 軽自動車税(種別割)と税率について

必要なもの問い合わせ先

事前に右へお問い合わせください。

- ①四国運輸局高知運輸支局(大津乙 1879-1)
- **2** 050-5540-2077
- ②高知県中央東県税事務所 (大津乙 1820-1)
- **2** 088-866-8510
- ③軽自動車検査協会高知 事務所
- (長浜 3106-2)
- **2** 050-3816-3125
- 4市民税課
- 本庁舎2階 201番
- **2** 088-823-9423
- 5 税務管理課
- 本庁舎 2 階 203 番
- **25** 088-823-9418

12. 二輪車に関する手続き

二輪車 (125cc以下) 、小型特殊自動車 (農耕用等) を所有していた方

手続き 名義変更・廃車、納税等

| 手続詳細 | 期限 |
|---|---|
| 名義変更・廃車等については①へ、 納税については② (40ページ参照) へお問い合わせください。 ※軽自動車税は毎年4月1日現在の所有者 (使用者) に課税されます。 名義変更・廃車等は早めのお手続きをお願いします。 | |
| □ : 「 | 手続き可能な人 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| □ ナンバープレート □ お手続きする方の本人確認書類 □ 自賠責保険証書 (お持ちの場合) | ①市民税課本庁舎 2階 201番 2088-823-9423 ②税務管理課 本庁舎 2階 203番 2088-823-9418 |

二輪車 (125cc超) を所有していた方

手続き 名義変更・廃車、納税等

| 手続詳細 | 期限 |
|--|--|
| 詳しくは右へお問い合わせください。 ※納税については、税務管理課(40ページ参照)をご覧ください。 ※軽自動車税は毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。 名義変更・廃車等は早めのお手続きをお願いします。 | 手続き可能な人 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| | 四国運輸局高知運輸支局 (大津乙 1879-1) ☎ 050-5540-2077 |

13. 固定資産に関する手続き

高知市に固定資産 (土地・家屋) を所有していた、または所有していた か不明な方

手続き

手続詳細

【高知市に固定資産を持っていたか確認したい方】

電話でのお問い合わせは受け付けておりません。相続人の来庁が必要です。

【課税と納税について】

- ・固定資産税は、1月1日の登録名義人に対して課税されます。
- ・1月2日以降に亡くなった場合は、お手続きが必要です。亡くなった方の相続人が納税義務者となりますので、該当される方は右までご連絡ください。なお、令和6年4月1日から相続登記が義務化されています。 (61ページ参照)

【翌年度の課税について】

- ◎亡くなった年の翌年の1月1日までに相続登記が完了した場合、資産税課でのお手続きは不要です。納税通知書は、新しい登記名義人に届きます。
- ◎亡くなった年の翌年の1月1日までに相続登記が完了しない場合、手続きが必要です。
 - 亡くなった方の相続人が、納税義務者として納税通知書を受け取っていただくためのお手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。
- ※未登記家屋をお持ちの方

新しく家屋の所有者となる方に固定資産税がかかりますので、所有者変更のお手続きが必要です。 詳しくは右にお問い合わせください。

※所有権移転登記がお済みでない方は、別途登記手続きをお願いします。



こちらからもご確認いただけます 所有者が死亡した場合

必要なもの

- □納税通知書
 - ※納税通知書をお持ちでない方
- □ 亡くなった方との相続関係が確認できる戸籍謄本等
- □ 相続人の本人確認書類

手続き可能な人

相続人の方

問い合わせ先

資産税課

本庁舎2階 202番

土地係

25 088-823-9426

家屋係

- **2** 088-823-9425
- ※高知市以外の固定資産 は、所在する市町村役場の 税務担当部署が窓口です。

14. 農地に関する手続き

高知市内の農地を相続された方

手続き 農地法第3条の3 第1項の規定による届出

| 手続詳細 | 期限 |
|---|---|
| 高知市以外の農地は、所在する市町村役場の農業委員会が窓口です。 詳しくは右へお問い合わせください。 | |
| | 手続き可能な人 |
| | |
| | |
| | |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| □ 相続した農地の明細(登記完了証等の農地の地番が確認できるもの)□ 相続された方の認印 | 農業委員会事務局 たかじょう庁舎 5 階 な 088-823-9484 |

市街化区域の農地を生産緑地地区に指定している方

手続き 変更届、廃止の申出

| 手続詳細 | 期限 |
|--|--|
| 相続前にお手続きが必要です。詳しくは右へお問い合わせください。 ※土佐山・鏡・春野(南ヶ丘は除く)は対象外 | |
| | 手続き可能な人 |
| | |
| | |
| | |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| | 都市計画課 本庁舎 5階 510番 ☎ 088-823-9465 |

15. 森林に関する手続き

高知市内の森林の土地を相続された方

手続き 森林法第10条の7の2第1項の規定による届出

手続詳細

高知市以外の森林は、所在する市町村役場の森林担当部署が窓口です。



こちらからもご確認いただけます 森林の土地の所有者届出制度が平成24年4月から スタートしました

期限

森林の土地の所有者となった日から90日以内。

相続財産の分割がされていない場合でも、相続開始の日から90日以内に法定相続人の共有物として届出が必要。

手続き可能な人

森林所有者等

必要なもの

- □森林の土地の所有者届出書
- □ その森林の土地の位置を示す図面 (任意の図面に大まかな位置を記入)
- □ その森林の土地の登記事項証明書 (写しでもよい) 又は相続分割協議の目録、土地の権利書の写しなど権利を取得したことがわかる書類

問い合わせ先

鏡地域振興課 鏡庁舎 ☎ 088-896-2001

| MEMO | |
|------|--|
| | |

16. 墓地に関する手続き

高知市有の墓地および納骨堂を使用していた方

手続き 利用権承継届、記載事項変更申請、返還届、許可証再交付申請

| 手続詳細 | 期限 |
|-------------------|------------------------|
| 詳しくは右へお問い合わせください。 | |
| | |
| | |
| | 手続き可能な人 |
| | |
| | |
| | |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| | 環境保全課 墓地管理係 |
| | 本庁舎 5 階 512 番 |
| | 25 088-823-9471 |
| | |

お骨の移動等をご検討されている方

手続き 改葬許可申請

| 手続詳細 | 期限 |
|-------------------|-----------------------|
| 詳しくは52ページをご覧ください。 | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| | 環境保全課 墓地管理係 |
| | 本庁舎 5 階 512 番 |
| | 1 088-823-9471 |
| | |

17. 市県民税・国税・県税に関する手続き

市・県民税、森林環境税が課税されていた方

手続き課税、納税

| 手続詳細 | 期限 |
|--|--|
| 課税については、①市民税課へ 納税については、②税務管理課へお問い合わせください。・1月1日に亡くなった方はその年は課税されません。・1月2日以降に亡くなった方は、その年は課税され、相続人に納税通知が送付されます。翌年は課税されません。・納税通知書等の送付先を変更したい方は、①へお問い合わせください。 | 手続き可能な人 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| | ①市民税課本庁舎 2階 201番 2088-823-9421 ②税務管理課本庁舎 2階 203番 2088-823-9418 |

市税の納税について(固定資産税・軽自動車税・高知市県民税等)

手続き 窓口でのお問い合わせ ※相続人の来庁が必要です。

| 手続詳細 | 期限 |
|---|--|
| 詳しくはお問い合わせください。 | |
| ■ 大名■ こちらからもご確認いただけます亡くなった方に課税されている市税について | ではも つかも |
| | 手続き可能な人 |
| V.T. t. 0 | |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| □ 亡くなった方との相続関係が確認できる戸籍謄本等 □ 相続人の本人確認書類 | 税務管理課 本庁舎 2 階 203 番 ☎ 088-823-9418 |

17. 市県民税・国税・県税に関する手続き

国税について

手続き 相続手続き、所得税・消費税申告手続き

| 手続詳細 | 期限 |
|---|---|
| 国税局の職員がお答えしてい ますので、詳しくは右へお問 い合わせください。 | |
| 0.01267/260. | 手続き可能な人 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| | 高知税務署 (栄田町2丁目2-10) 高知よさこい咲都合同庁舎 ☎088-822-1123 音声案内に従い、「1」を選択した後、相談する内容番号を選択してください。 国税相談専用ダイヤル ☎0570-00-5901 音声案内に従い、相談する内容の番号を選択してください。 |

個人事業主であった方

手続き 個人事業税の申告

| 手続詳細 | 期限 |
|-----------------------|---|
| 詳しくは右へお問い合わせく ださい。 | |
| | 手続き可能な人 |
| | |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| | 〈高須・三里・五台山・大津・介良地区にお住いの方〉 中央東県税事務所 (大津乙 1820-1) ☎ 088-866-8500 〈上の地区以外にお住いの方〉 中央西県税事務所 丸ノ内1丁目 7-52) ☎ 088-821-4652 |

18. 市営住宅に関する手続き

市営住宅に入居していた方

手続き 各種手続き

| 手続詳細 | 期限 |
|---|---|
| ①引き続き住む場合 名義人が死亡:承継手続き 同居者が死亡:亡くなった方の退去手続き ②その他の入居者がおらず、引き払う場合:住宅返還手続き | |
| □ は □ は □ に こちらからもご確認いただけます○ | 手続き可能な人 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| 詳しくは右へお問い合わせください。 | 市営住宅管理センター 本庁舎 5 階 503 番 な 088-823-9067 |
| MEMO | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

19. 上下水道に関する手続き

水道・下水道を使用していた方

手続き 水道・下水道使用中止・名義変更

| 手続詳細 | 期限 |
|-------------------|---|
| 詳しくは右へお問い合わせください。 | 次回検針日まで |
| ■ こちらからもご確認いただけます | |
| その他の届出(使用者名義の変更等) | 手続き可能な人 |
| | どなたでも可 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| | 上下水道局 料金お客さまセンター 大原町事務所 ☎ 088-832-1132 |

下水道受益者負担金を分納中または徴収猶予中だった方

手続き 下水道受益者負担金受益者変更申告

| | 期限 |
|-------------------|---|
| 詳しくは右へお問い合わせください。 | 14日以内 |
| | 手続き可能な人 |
| | 相続人の方 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| 詳しくは右へお問い合わせください。 | 上下水道局 お客さまサービス課 普及促進係 ☎ 088-821-9232 |

20. 浄化槽に関する手続き

浄化槽を使用していた方

手続き 継続または休止・廃止等

| 手続詳細 | 期限 |
|--|------------------------------------|
| ①引き続き使用される場合:浄化槽管理者変更報告書 ②今後使用予定がない場合:浄化槽管理者変更報告書・浄化槽使用休 | |
| 止届 ③取り壊し等で浄化槽が無くなる場合:浄化槽廃止届 | |
| | ■ 手続き可能な人 |
| | |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| 詳しくは右へお問い合わせください。 | 環境保全課生活排水係本庁舎5階 512番 2088-823-9471 |
| MEMO | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

21. くみ取り式トイレに関する手続き

くみ取り式トイレを使用していた方

手続き

| 契約会社 |
|--------------|
| ± |
| \ - 1 |
| 公社 |
| |
| |
| •••••• |
| •••••• |
| |
| |
| |
| |
| |
| 7/ |

22. その他

理容所、美容所、クリーニング所、興行場、公衆浴場を営業していた方

手続き ①廃止届 ②相続による開設者 (営業者) 地位承継届

| 手続詳細 | | | 期限 |
|-------------------------|---|--------------------|---|
| ①廃止した場合:届出 ②相続する場合:届出 | | | 詳しくはお問い合わせくだ さい。 |
| こちらからもご確認 | いただけます | | |
| | | | |
| 理容所 | 美容所 | クリーニング所・ 無店舗取次店 | エ体セコルルト |
| 回 | □□○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ | | 手続き可能な人 |
| 必要なもの | | | 問い合わせ先 |
| ① □ 確認証または ②詳しくは右へお問 | | | 生活食品課 生活環境保健担当 あんしんセンター1階8番 な 088-822-0588 |
| | | MEMO | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

22. その他

旅館、温泉利用施設を営業していた方

手続き ①廃止届 ②相続による承継承認申請(死亡後60日以内)

| 手続詳細 | 期限 |
|--|---|
| ①廃止した場合:届出が必要です。 ②相続する場合:承認の申請が必要です。 | 亡くなってから60日以内 |
| こちらからもご確認いただけます | |
| ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 手続き可能な人相続人の方 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| ① □ 許可書②詳しくは右へお問い合わせください。 | 生活食品課 生活環境保健担当 あんしんセンター1階8番 な 088-822-0588 |
| | _ 000 0 000 |
| | |
| MEMO | |

住宅宿泊事業(いわゆる民泊)を営業していた方

手続き 廃業等届出

| 手続詳細 | 期限 |
|--|---|
| 住宅宿泊事業の届出者が亡くなった場合は、廃業等届出書の提出が必要です。詳細については右へお問い合わせください | 亡くなった事実を知った日 から30日以内 |
| ■ こちらからもご確認いただけます | 手続き可能な人 |
| 住宅宿泊事業(民泊新法) | 相続人の方 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| | 生活食品課 生活環境保健担当 あんしんセンター1階8番 な 088-822-0588 |

飲食店等を営業していた方

手続き ①営業廃(休)業届 ②相続による地位継承届

| 手続詳細 | 期限 |
|--|---|
| 詳しくは右へお問い合わせください。 | |
| | |
| | エグナンマイン・1 |
| | 手続き可能な人 |
| | |
| | |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| ① □ 営業許可証② □ 相続関係が確認できる戸籍謄本または法定相続情報一覧図の 写し・同意書 | 生活食品課 食品保健担当 あんしんセンター1階 10番 な 088-822-0588 |
| | |

22. その他

犬を飼っていた方

手続き 犬の登録事項変更届

| 手続詳細 | 期限 |
|---|---|
| 飼い主の変更が必要です | 新所有者が決定してから 30日以内 |
| ■ これ ■ こちらからもご確認いただけます | 手続き可能な人 |
| ■ ロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 新所有者の方 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| 詳しくは右へお問い合わせください。 | 生活食品課動物愛護担当 あんしんセンター1階9番 な 088-822-0588 |

鳥獣飼育登録票の交付を受けていた (メジロを飼っていた) 方

手続き死亡届等

| 手続詳細 | 期限 |
|-------------------|---|
| 詳しくは右へお問い合わせください。 | 亡くなった事実を知った日 から2週間以内 |
| | 手続き可能な人 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| □ 鳥獣飼育登録票 | 新エネルギー・環境政策課本庁舎 5 階 514番 ☎ 088-823-9209 |

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きが あります。一般的な手続きについてご案内します。

| 項目 | 期日 | 備考 |
|-----------------------|-------|--|
| 死亡退職届の提出 | | 故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。 |
| 身分証明書 (社員証など) の 返却 | 速やかに | 健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を 受けていたものを返却してください。 |
| 国民健康保険などへの加入 | | 被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。 |
| 最終給与、退職金などの請求 | | 預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認 ください。 |
| 埋葬料の請求 | 2 年以内 | 協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。 |
| 遺族厚生年金の請求 | 5 年以内 | まずは、お近くの年金事務所へ直接お問い合わせください。 高知東年金事務所 ☎ 088-831-4430 高知西年金事務所 ☎ 088-875-1717 ※音声案内に従い,「1」→「2」の順に選択してください。 ※年金事務所は事前予約が必要です。 |

改葬・墓じまいの手続きについて

1 ご遺骨の改葬先と契約する

改葬先の管理者から以下の書類のいずれかを発行して もらいます。

- 受入証明書
- ・永代使用許可書(※使用契約書の写しでも可)

2 埋葬の事実の証明をうける

現在、埋葬されている墓地の管理者に、改葬許可申請書の「墓地等の管理者」欄に証明印を押印してもらいます。

※墓地の管理者が不在又は不明の場合は、市区町村の担当部署 にご相談ください。

3 改葬許可申請

ご遺骨を改葬先の霊園や納骨堂に移動するために必要な手続きです。

- ※1 散骨や手元供養の場合は注意事項等がありますので、事前 の確認をお願いします。
- ※2 散骨や手元供養については、市区町村により対応が異なり ますので、事前相談を必ず行ってください。

▼必要書類

- ・改葬許可申請書・受入証明書・埋葬証明(改葬許可申請書の「墓地等の管理者」欄に証明印でも可)
- ・申請者との続柄のわかる戸籍謄本1通・現在のお墓の場所を記した地図(住宅地図・グーグルマップ等)
- ・お墓の写真(墓誌含む)

▼提出先(受取先)

- ・墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って改葬許可証を受け取ります。
- ※ 改葬許可申請から改葬許可証交付まで日数を要しますので、余裕をもった申請をお願いします。

4 ご遺骨の取り出し

改葬許可証を受け取ってから、ご遺骨を取り出し ます。

- ※ 改葬後の墓石の撤去も含め、ご遺骨の取り出しを石材店にお願いする方が多いため、事前にどこにお願いするか決めておきます。
- ※ ご遺骨の取り出し及び改葬先への移動の際は、必ず改葬許可 証をお持ちになってください。

5 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。 ※手元供養や散骨の場合は異なります。

> 高知市に墓地がある場合の 問い合わせ先

> 環境保全課墓地管理係本庁舎5階 512番 25088-823-9471

| ••••• | | |
|--------|-------------|------|
| ••••• | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| •••••• | ••••••••••• | |

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

| 区分 | 該当事項 | 主なお手続き | V | 必要なもの またはご案内事項 | 問い合わせ先 | | | |
|-------------|-------------------------|---------------------------|----------|---|---|--|--|--|
| 公共料金 | 電気・ガス等を使用されている方 | 詳しくは右へ お問い合わせ ください。 | | 詳しくは右へ お問い合わせください。 | 各契約会社 | | | |
| | 【契約者が死亡した場合】 | | | 契約者の氏名・住所などに変更があった際は、 | | | | |
| | 残留家族がいる場合 | 名義変更 支払変更 | | 必ずNHKへ連絡をお願いします。 NHK高知放送局ナビダイヤル ☎ 0570-07 午前9時~午後6時(土・日・祝も受付) ▼「解約」、「免除事由消滅届」のお手続き電話でのお申込みとなります。 ▼「名義変更」、「支払変更」のお手続きはインターネットでいつでもお申込みができ | | | | |
| N | 残留家族がいない場合 | 解約 | | | | | | |
| H K 协 | 【免除が適用されていた場 | 易合】 | | インダーネットでいっても NHK「受信料の窓口」 | oの中込みかできまり。 具後見 | | | |
| 放送受信料 | 残留家族がいる場合 | 名義変更 支払変更 免除事由消滅届 | | https://www.nhk-cs.jp/j/Q0134751 ▼「免除申請」は高知市役所窓口で お手続きください。 身体障害・知的障害 ⇒ 障がい福祉課 | | | | |
| | 残留家族がいない場合 | 解約 | | | | | | |
| | 残留家族も 〔免除基準〕 に該当する場合 | 名義変更 支払変更 免除申請 | | ☎088-803-8005 公的扶助 ⇒ 福祉管理課 ☎088-823-9444 | | | | |
| 固定電話 | NTT西日本で契約をして いる場合 | 名義変更 解約 | | 詳しくは右へ お問い合わせください。 ・亡くなった方(契約者) の死亡の記載のある戸 籍謄本等 ・亡くなった方(契約者) と相続人の相続関係が 確認できる戸籍謄本等 | 局番なし ☎ 116 携帯から ☎ 0800-200-0116 | | | |
| | NTT西日本以外で契約を している場合 | 名義変更 解約 | | 詳しくは右へ お問い合わせください。 | 各契約会社 | | | |
| | 携帯電話を契約している 場合 | 名義変更 解約 | | | | | | |
| その他 | インターネットを契約 している場合 | 名義変更 解約 | | 詳しくは右へ お問い合わせください。 一 | | | | |
| | ケーブルテレビを契約して | いる場合 | | | | | | |

| 区分 | 該当事項 | 主なお手続き | 必要なもの またはご案内事項 | 問い合わせ先 |
|---------|---|--------------------------------|---|--|
| 口座引き落とし | 亡くなった方の口 座から引き落とし をしていた方(税 金・公共料金・新 聞購読料金等) | 支払変更 解約 | ・引き落とし後の通帳 ・引き落とし後の通帳のお届け印 ・納税通知書または、公共料金のお 客様番号の確認できるもの ※金融機関によって必要書類は異なります。 | 各金融機関 |
| カード | クレジットカード をお持ちの方 | 解約 | 詳しくは右へ お問い合わせください。 | 各契約会社 |
| 預貯金 | 預貯金等の口座 をお持ちの方 | 口座の相続 手続き | ・法定相続情報一覧の写しまたは、 亡くなった方の出生から死亡まで の戸籍謄本等と相続関係が確認で きる戸籍謄本等 ・相続人の印鑑証明 等 ※金融機関・取引状況によって必要書類は 異なります。 | 各金融機関 |
| 株式 | 株式をお持ちの方 | 名義変更 | ・亡くなった方の出生から死亡までの戸籍謄本等・相続関係が確認できる戸籍謄本等・相続人の印鑑証明 等※金融機関・取引状況によって必要書類は異なります。 | 証券会社等 |
| 生命保 | 生命保険の契約をされている方 | 死亡保険金の 請求 入院給付金の 請求 等 | ・保険金請求書 ・保険証券 ・戸籍謄本等 ・死亡診断書 等 ※保険会社・契約内容等によって必要書類 は異なります。 | 加入していた生 命保険会社 または代理店 |
| 保険等 | 損害保険の契約 をされている方 | 名義変更 解約 等 | ・亡くなった方の死亡の記載のある 戸籍謄本等 ・相続関係が確認できる戸籍謄本等 ※保険会社・契約内容等によって必要書類 は異なります。 | 加入していた損 害保険会社 または代理店 |
| 免許証 | 運転免許証をお持ちの方 | 返納等 | 返納する義務はありません ※更新の案内通知を停止したい方 ・亡くなったことがわかる書類 (死亡診断書の写し、除籍謄本の写 し等) ・亡くなった方の運転免許証 | 高知県運転免許 センター (吾川郡いの町 枝川200) ☎088-893-1221 または 警察署 |
| 旅券 | 旅券 (パスポート) をお持ちの方 | 返納等 | ・パスポート 有効期間内のパスポートについては 返納してください。 期限が切れたもの については返納不要です。 | 高知県庁 パスポート窓口 (高知県庁1F) ☎088-823-9656 |

相続に関する手続きチェックリスト

| 区分 | 対象者または 該当する場合 | 主なお手続き | 必要なもの またはご案内事項 | 担当課 受付窓口 |
|-------|-------------------------------|---|--|---|
| | 自筆 (証書) 遺言 書を発見した場合 | 遺言書検認 | ・遺言書原本 ・手数料 ・郵便切手 ・戸籍謄本等 ※詳しくは右へお問い合わせください。 ※自筆証書遺言書を検認前に開封すると、過料(行政罰)に処せられることがあります。 ロ こちらからもで確認いただけます | 申立て、お問い合わせは、 遺言者の最後の住所地を 管轄する家庭裁判所 高知市であれば 高知家庭裁判所 (丸ノ内1-3-5) 審判係 ☎ 088-822-0441 |
| | 自筆証書遺言書 を法務局で保管 している場合 | ・遺言書の内容証明書の交付請求・遺言書の閲覧等 | 詳しくは右へ お問い合わせください。 | 高知地方法務局供託課 (栄田町2-2-10) ☎ 088-822-3331 |
| | | 記載されているとおりに執行し | てください。 | |
| 相続放棄等 | 遺言公正証書を 作成しているかわ からない場合 | 遺言公正証書の 確認 | 詳しくは右へ お問い合わせください。 | 高知合同公証役場 (本町1-1-3 朝日生命 高知本町ビル3階) ☎ 088-823-8601 |
| | 相続の限定承認 をする方 | 相続を知った日 から3か月以内 に、申し立てる。 相続人全員が共 同しておこない ます。 | ・手数料・郵便切手・住民票や戸籍謄本等※詳しくは右へお問い合わせください。 | 被相続人の最後の住所地を 管轄する家庭裁判所に申し 立てる。 |
| | 相続の放棄をする方 | 相続を知った日 から3か月以内 に、申し立てる。 | ・手数料・郵便切手・住民票や戸籍謄本等こちらからもで確認いただけます | 高知市であれば 高知家庭裁判所 (丸ノ内1-3-5) 審判係 ☎ 088-822-0441 |

戸籍謄本等・住民票の証明書について

諸手続きに各種証明書が必要な場合があります。金融機関や各契約会社等にお問い合わせいただき、

- ・どの証明書が必要か(戸籍謄本、戸籍抄本、住民票など)
 - ・証明書は原本確認後に返却してくれるのか(原本提出、コピー可など)
- ・発行日から何か月以内のものが有効であるか

などを、ご確認してから市役所にお越しいただくと、お手続きがスムーズに進みます。

- ◆ **戸籍謄本等** 提出先に誰のどのような戸籍が必要かをご確認ください。
 - 例) 〇死亡年月日のわかる戸籍
 - ○亡くなった方との続柄が確認できる戸籍
 - ○亡くなった方の出生から死亡までの連続した戸籍 婚姻などの戸籍届出のほか、本籍の変更や戸籍の改製により新しい戸籍が 作られた場合、戸籍が複数に分かれています。
- ◆ **住民票** 提出先に、誰のどのような記載のある住民票が必要かをご確認ください。
 - 例) 世帯全員(亡くなった方の記載も必要か)、続柄入り、本籍入り など
- ◆ 戸籍謄本等・住民票の取得場所・取得可能日の注意点について

死亡事項が記載された戸籍や住民票は、死亡届提出後、すぐには交付できません。また、戸籍は、戸籍に記載されている本人または配偶者、直系親族(父母・祖父母・子・孫等)に限り、本籍地以外の市区町村でも取得可能ですが、それ以外の方または代理人・郵送による請求は、本籍地の市区町村でしか取得できません。住民票は、住民登録地の市区町村でのみ取得可能です。

●戸籍謄本等

| | | | · |
|---------|---------|---------|-------------------------------------|
| 死亡時の本籍地 | 死亡届の提出先 | 取得場所 | 取得可能日 |
| A市 | A市 | A市 | 死亡届届出日の翌営業日から、4~5日後(市役所の休 業日を除く) |
| | | A市以外(※) | 死亡届届出日の翌営業日から、約3週間後 |
| A市 | ћ Вћ | A市 | 死亡届届出日の翌営業日から、約3週間後 |
| A III | | A市以外(※) | 光に個個山口の立呂来口がり、前3週间後 |

※請求者は、本人・配偶者・直系親族に限ります。代理人・郵送による請求はできません。

●住民票

| - 12000 | | |
|-----------|---------|--|
| 死亡時の住民登録地 | 死亡届の提出先 | 取得場所・取得可能日 |
| A市 | A市 | 住民登録地であるA市で、死亡届受理日の翌々営業日に取得できます。 |
| A市 | B市 | 住民登録地であるA市に、ご確認ください。 A市が高知市の場合、10日程度(市役所休業日を除く)かかります。 |

令和6年 3月1日から

市区町村の窓口での

戸籍の証明書 の請求が便利 になります



] どこでも

本籍地が遠くにある方でも、 最寄りの市区町村の窓口に 請求できます!

2 まとめて

ほしい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、1か所の市区町村の窓口にまとめて請求できます!

結婚・相続などの行政手続や各種申請手続での負担が軽減

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。 戸籍の新サービスを相続手続にも御利用ください。

法務省民事局





なるんだね! とっても便利に 

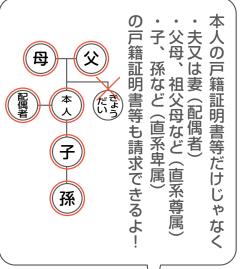
広域交付始まるの巻





広域交付制度のポイント

- ●戸籍証明書等を請求できる方が、市区町村の 戸籍担当窓口にお越しになって請求する必要が あります(郵送や代理人による請求はできません。)。
- ●窓口にお越しになった方の顔写真付きの身分証明書(運転免許証、マイナンバーカードなど)の提示が必要です。
- ●コンピュータ化されていない戸籍証明書は請求できません。





最寄りの窓口で 取れたよ!

不動産登記推進 イメージキャラクター 「トウキツネ」

これで相続登記も ばっちりだね!



∖なるほど!/



できないから気をつけてね!きょうだいの戸籍証明書等は請求





ほかにも 便利な制度が 始まるよ!

制度の詳細はこちらで確認できます。

法務省 戸籍法改正

検索Q

法務省HP



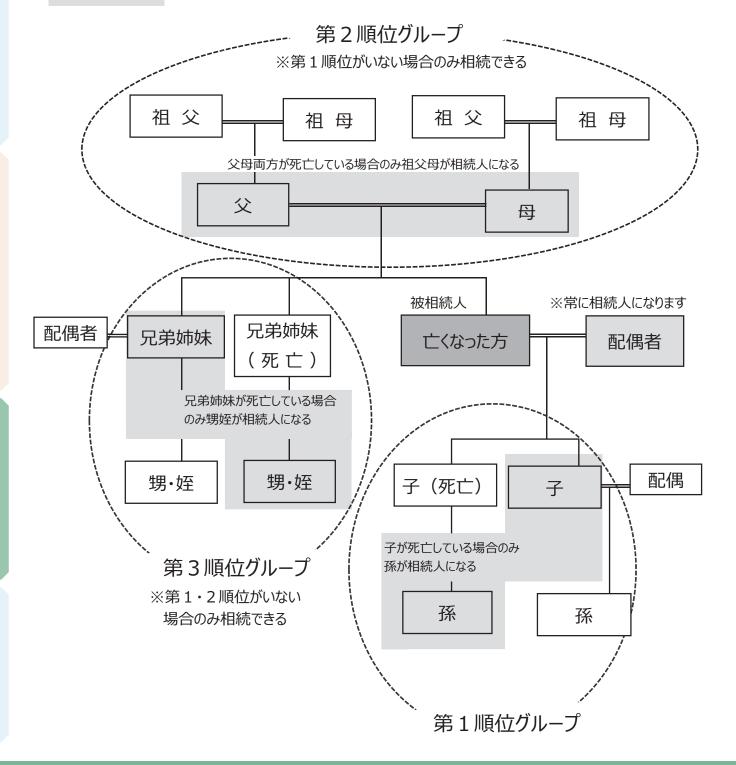
出典:法務省ウェブサイト (https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00082.html)

法定相続人とは

法定相続人とは、民法上定められた相続人を言います。

相続の範囲と順位

- 亡くなった方の配偶者は、常に相続人になります。
 - あわせて、一番順位の高いグループの方が相続人になります(例:配偶者+第1順位グループ)。第1順位グループがいない場合のみ第2順位グループの方へ、第1・2順位グループの方が共にいない場合のみ、第3順位グループの方が相続人となります。
- ・・・ 各順位における相続人になり得る範囲



故人の財産について

| | 所在地 | 名義人 | 持ち分 | 備考 |
|----------------|----------|---|------------------|-------------------|
| 不 動 産 | | | | |
| 産 | | | | |
| | | | • • • • | |
| | 金融機関名 | 支店名 | 金額 | 備考 |
| 預 貯 金 | | | | |
| 並 | | | | |
| | 名 称 | 内容 | 保管場所など | 備考 |
| その | | | | 5 |
| その他の資産 | ••••• | | | |
| 産 | | 500 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 | | |
| 借 | 借入先 | 金額 | 返済方法 | 備考 |
| 借入金・ローン | | | • | |
| ローン | ••••• | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | | |
| | 保険会社 | 種類•内容 | 受取人 | 備考 |
| 命保 | | 作業大尺・アッセン | 又纵八 | V⊞ ⁷ 5 |
| 生命保険・損害保険 | | | | |
| 启 | | | | |
| 保 険 | ••••••• | | | |
| | 基礎年金番号 | 種類 | 受給金額 | 備考 |
| | 基礎年金番号 | 種類 | 受給金額 | 備考 |
| 徐 公的年金 | 基礎年金番号 | 種類 | 受給金額 | 備考 |
| 公的年金 | | | | |
| 公的年金 | 基礎年金番号 | 種 類番号・記号など | 受給金額 | 備考 |
| 公的年金 | | | | |
| 公的年金 | | | | |
| | | | | |
| 公的年金 個人年金・企業年金 | | | | |
| 公的年金 | | | | |

令和6年 **4**月1日から

不動産の相続登記のルールが大きく変わりました。



相続で不動産取得を知った日から3年以内に申請しなければなりません。正当な理由がなく義務に反した場合、10万円以下の過料の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、 次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ

戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ②

遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ

登記申請書の作成

法務局 (登記所) 提出書類の作成

ステップ

登記申請書の提出

法務局(登記所)へ提出

ステップ

登記完了

法務局(登記所)から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- ●早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。 相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- ●相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- ●法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない 不動産についても、登記が義務化されます。
- ●問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。 相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します,

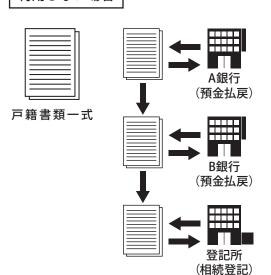
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を 何度も出し直す必要がなくなります。(※1)

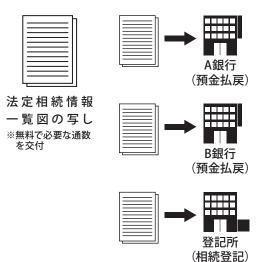
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいく つもある場合にお 勧めです。手続きが 同時に進められ、時 間短縮につながり ます。

制度の概要

①申出(法定相続人または代理人)

- 1.市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して 登記所に申出をします。



②確認•交付(登記所)

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、 戸除籍謄本などを返却します。



③利用

各種相続手続きにお使いください。



POINT

戸籍の収集や一覧 図の作成などの手 続きは専門家(※2) に依頼することも可 能です。

(※2) 弁護士、司法書士、 土地家屋調査士、 税理士、社会保険 労務士、弁理士、 海事代理士、行政 書士

法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

※相続人ではない方が、お亡くなりになった方の戸籍謄本や住民票を取得したい場合は、 窓口までご相談ください。

「委 任 状」

令和 6 年 8 月 20 日 (委任状を書いた日をご記入ください。)

| 委任事 項 | | 頼むことが できる人 |
|--------------|--|-------------------------------|
| ☑高知 | 市役所における以下事項の全てに関する相続手続き | |
| 高知 |]市役所における次の相続手続き (✓を付けた項目のみ委任する場合) | |
| | 所得証明書、納税証明書の取得に関する一切の権限 | 左記のお手続きの委任者 (頼む方)は、項目 ② に |
| | 固定資産税に関する証明書の取得に関する権限 | お名前のある方で、 |
| | 固定資産税の名寄帳の写しの取得及び課税に関すること | <mark>相続人のみです。</mark> |
| | 介護保険の「郵便物等送付先変更」に関する権限 | (※相続人については59ページを ご参照ください。) |
| | 介護保険の「保険料の還付金または 高額介護サービス費等給付費の申請」に関する権限 | |
| | □ 戸籍 (除籍) および改製原戸籍の謄 (抄) 本、 戸籍の附票の取得に関する一切の権限 相続人 (注 1) | |
| | 住民票(除票)の写しの取得に関する一切の権限 | 正当な 請求理由のある方 |
| | 市区町村の戸籍謄本は代理人では取得できませんので、本籍地にご請求く ジをご覧ください。 | ださい。詳しくは、 58 ペ |
| ① お亡 | くなりになった方の欄 | |
| ſ | 主所 高知市本町5丁目1番 45 号 | |
| Ē | 氏名 高知 太郎 生年月日:T⋅S H⋅R 10 年 | 1月3日 |
| 4 | 5.籍 高知市本町5丁目1番 | |
| đ | S亡くなりになった日 R 6 年 8 月 10 日 | |
| | | |
| ② 委任 | 者(頼む方)の欄 <mark>※委任事項欄の頼むことのできる人であること。</mark> (相続人について に | |
| お亡 | くなりになった方からみた続柄(配偶者・子・父母・孫・祖父母・その他 | ()) |
| 住所 | 「 香川県高松市番町 1 丁目 8 番 15 号 竜馬ハイツ 101 号室 | |
| 氏名 | 。 高知 一男 | □ 5 □ 住所 |
| | 先電話番号 090-1234-5678 | □①と同じ |
| | | |
| 私は、X ③ 代理 | 欠の者を代理人(頼まれて窓口に来る方)と定め、以上の事項を委任します。 | |
| 0 | 2の方と同じ住所で 7 に印ま | |
| 住所 | ──────────────────────────────────── | · II M |
| 氏名 | □ 高知 花子 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ | 型 ②と同じ |
| | の代筆について による記入ができず、代筆する場合は、代理人以外の方が、以下の項目をご記入くだ。 | <u>.</u> ごさい。 |
| 代筆の 理 由 | 手を怪我して、記入が難しいため | 住所 |
| 生 田 | // 元 ★Ⅲ 月宮仏士乗町に て口 0 乗 45 日 ・ | □①と同じ |
| 代筆者 | 住所 香川県高松市番町5丁目 8 番 15 号 竜馬ハイツ 803 号室 氏名 坂本 乙女 | □②と同じ |
| | 氏名 坂本 乙女 (本) 🕒 | □③と同じ |

「委任状」 令和 年 月 日(委任状を書いた日をご記入ください。)

| 委任事項 (印がな | ※委任する事項に必ず頼む方(相続人)が ✓ を付けてください。はい場合は、その事項について委任されていないことになりますので、注意してください。) | 頼むことが できる人 |
|--------------------------------|---|---|
| □ 高知 | 市役所における以下事項の全てに関する相続手続き | |
| 高知 □ □ □ □ □ | 市役所における次の相続手続き(✓を付けた項目のみ委任する場合) 所得証明書、納税証明書の取得に関する一切の権限 固定資産税に関する証明書の取得に関する権限 固定資産税の名寄帳の写しの取得及び課税に関すること 介護保険の「郵便物等送付先変更」に関する権限 介護保険の「保険料の還付金または 高額介護サービス費等給付費の申請」に関する権限 | 左記のお手続きの委任者 (頼む方)は、項目②に お名前のある方で、 相続人のみです。 (※相続人については59ページ をご参照ください。) |
| | 戸籍 (除籍) および改製原戸籍の謄 (抄) 本、 戸籍の附票の取得に関する一切の権限 | 相続人(注 1) |
| | 住民票(除票)の写しの取得に関する一切の権限 | 正当な 請求理由のある方 |
| | 区市町村の戸籍謄本は代理人では取得できませんので、本籍地にご請求く ニージをご覧ください。 | ださい。詳しくは、58 |
| ネ ま ② 委任 : お亡へ | 名 生年月日: T·S·H·R 年 籍 S亡くなりになった日 R 年 月 日 者(頼む方)の欄 ※委任事項欄の頼むことのできる人であること。(相続人についてに なりになった方からみた続柄(配偶者 ・子 ・父母 ・孫 ・祖父母 ・その他 | は、59ページをご参照ください) |
| 住所 氏名 連絡 | | 日 住所 □①と同じ |
| 私は、ガ | マの者を代理人(頼まれて窓口に来る方)と定め、以上の事項を委任します。 | |
| (3) 代理 。 住所 氏名 | | 住所 □①と同じ □②と同じ |
| | の代筆について による記入ができず、代筆する場合は、代理人以外の方が、以下の項目をご記入くた | <u>.</u> さい。 |
| 代筆の 理 由 代筆者 | 住所 氏名 | 住所 □①と同じ □②と同じ □③と同じ |

【遺品の処分について】

少量であれば、亡くなった方がお住まいであった地域の決められたごみステーションへ、収集日に分別して出してください。

高知市コールセンター Tm088-822-8111 へお問い合わせください。 【詳しいことは】

○分別・収集やステーションについて 環境業務課 ™088-856-5374

また、遺品が多量の場合は、ご自身で施設に直接お持込いただくか、市が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に回収を依頼することも可能です。

<施設に直接持ち込む場合(有料)>

事前に各施設にご連絡の上、各施設に持ち込めるものごとに分別して持ち込みください。



<回収を依頼する場合(有料)>

遺品回収を依頼する場合は、以下の一般廃棄物収集運搬許可業者を利用してください。 なお、金額については、直接各業者にお問い合わせください。

一般廃棄物収集運搬許可業者一覧

| 許可業者名 | 所在地 | 電話 |
|-----------|----------------|--------------|
| (有)高知清光社 | 高知市南河ノ瀬町 111-1 | 088-831-7791 |
| ㈱高知清掃センター | 高知市南ノ丸町 12-8 | 088-832-2188 |
| (有)高知街清掃 | 高知市福井町 1683-5 | 088-823-4055 |
| (有)セイム | 高知市神田 1876 | 088-833-1413 |
| ㈱ダイセイ | 高知市南川添 9-5 | 088-884-3811 |
| 何中央環境企画 | 高知市池 2351-4 | 088-847-7701 |
| ㈱都市美粧建設 | 高知市神田 972-1 | 088-833-8330 |
| (有)西村興業 | 高知市東城山 48-2 | 088-831-8329 |
| ㈱春野清掃 | 高知市春野町弘岡下 82-2 | 088-894-2417 |

空き家の適切な管理をお願いします

空き家の所有者・ 管理者の皆さまへ

適切な管理がされていない空き家は、周辺の生活環境へさまざまな悪影響を及ぼします。 空き家の適切な管理は、所有者や管理者の責任です。



管理が不十分な空き家の所有者が改善指導に従わず、勧告を受けた場合、税制優遇措置が受けられずに固定資産税が大幅に上がる可能性があります。さらに勧告を受けても改善されない場合、命令を受ける可能性があり、命令に従わなかった場合、50万円以下の罰金が科せられます。

お得な 制度紹介

空き家を相続した場合の課税所得の特別控除

一定期間内に1億円以下で譲渡した場合に特別控除が受けられます (その他要件あり)



被相続人が住んでいた 家屋※1とその敷地



空き家



取り壊し



譲渡

空き家の 譲渡所得 3,000万円 特別控除

※1 昭和56年5月31日以前のもの

相続

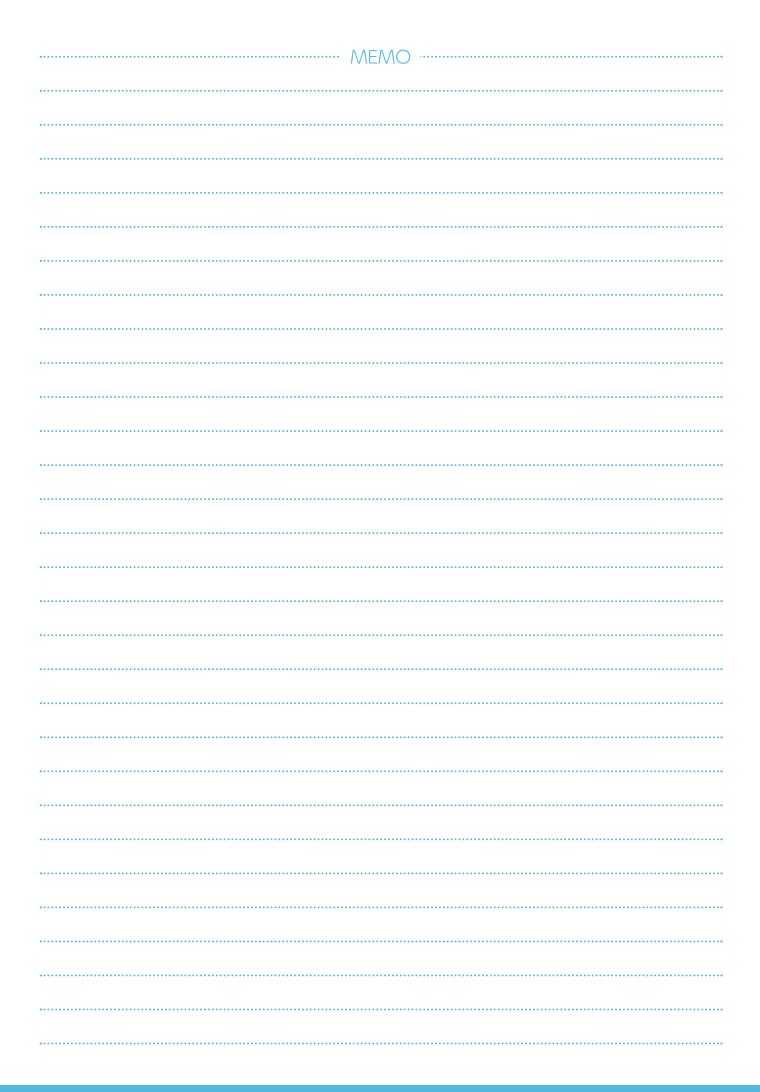
※2 耐震性がある場合は不要

※3 耐震化・取り壊し前の譲渡も可能(令和6年1月1日の譲渡分から)

空き家に関する相談窓口

| 空き家を売る・貸す | (公社)高知県宅地建物取引業協会 | Tel 088-823-2001 |
|--------------------|-------------------------|------------------|
| 空き家の相続・財産管理 | 高知県司法書士会 | Tel 088-825-3131 |
| 空き家に関する法律相談全般 | 高知弁護士会 | Tel 088-872-0324 |
| 土地の境界確定 | 高知県土地家屋調査士会 | Tel 088-825-3132 |
| 空き家の利活用・改修・解体 | (公社)高知県建築士会(居住支援研究会) | Tel 088-822-0255 |
| 主と家の利力市 以修 解体 | (一社)高知県建築士事務所協会 | Tel 088-825-1231 |
| 空き家の害虫駆除 | (一社)高知県ペストコントロール協会 ㈱大進内 | Tel 088-848-2391 |
| 空き家に関する相談全般 | 高知県空き家相談窓口 | Tel 088-803-6511 |
| マイホーム借上げ制度(50歳以上) | (一社)移住・住みかえ支援機構(JTI) | Til 03-5211-0757 |
| 庭の草取り・剪定・空き家管理サービス | (公社)高知市シルバー人材センター | Tel 088-882-3839 |
| 成年後見人制度の利用 | 高知市成年後見サポートセンター | Tel 088-856-5539 |

●●●不安なことは専門家に相談してみましょう●●● 高知市建築指導課 TEL 088-823-9470



発 行 高知市役所

編集/制作 株式会社鎌倉新書

発 行 年 2024年7月

